

# くらしのちえ

第131号

2011年  
7月発行

もくじ | ●地震保険って? …… P.1~2  
●平成22年度消費者相談概要 …… P.3~4

発行 東京都台東区東上野4-5-6 台東区役所区民部くらしの相談課 TEL03(5246)1144

## 地震保険って?

甚大な被害をもたらしたこの度の「東日本大震災」により被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

損害保険は契約者がお金を出し合い、誰かが損害を被った時にみんなで支え合うシステムですが、地震のように被害が広範囲に及ぶ場合には、損害額も莫大な金額になり、損害保険の対象にすることが難しくなります。自然災害では損害保険は支払われないのが原則です。

地震保険は「被災者の生活の安定に寄与する目的」(地震保険に関する法律)で、いくつかの制約を作って、民間の損害保険会社と政府が共同で運営しています。

地震、噴火、津波で受けた災害は、地震保険の契約がないと保険金は受け取れません。

### 地震保険3つのポイント

その1 地震保険は単独ではなく必ず火災保険と一緒に契約します。



**ここに注意** 地震が原因で火災になった場合、火災保険では補償されません。

その2 地震保険の契約金額は、付帯する火災保険の契約金額の30~50%の範囲です。

建物 5000万円が限度  
居住用の建物が対象です

家財 1000万円が限度  
自動車や小切手、有価証券、30万円を超える貴金属や美術品などぜいたく品は含まれません



**ここに注意** 地震保険の支払い保険金には上限があり、被災した建物などを元通り再建できるような補償にはなりません。

その  
**3**

**地震保険は損害の程度を  
全損・半損・一部損の3つに分けて支払われます。**

損害部分	①建物の主要構造部の損害割合 ②焼失、流失した部分の床面積 <small>いずれか</small>	家財の損害割合
 <p><b>全損</b></p> <p>受け取れる保険金 ↓ 契約金額の <b>100%</b></p>	<p>① <b>時価</b>の50%以上 ② 延床面積の70%以上</p>	<b>時価</b> の 80%以上
 <p><b>半損</b></p> <p>受け取れる保険金 ↓ 契約金額の <b>50%</b></p>	<p>① <b>時価</b>の20%以上50%未満 ② 延床面積の20%以上70%未満</p>	<b>時価</b> の 30%以上80%未満
 <p><b>一部損</b></p> <p>受け取れる保険金 ↓ 契約金額の <b>5%</b></p>	<p>① <b>時価</b>の3%以上20%未満 ② 床上浸水または地盤面から 45センチを超える浸水(一部損未満)</p>	<b>時価</b> の 10%以上30%未満

※時価額：購入時の価格ではなく、現在の価値です。長年使用したとしても、ゼロにはなりません。



損害が少なく「一部損」に至らない場合には、保険金は支払われません。

**こんな事も心配 Q&A**

**Q1. 今は地震保険の契約をしていないのですが、途中からでも地震保険に加入することは出来ますか？**

**A.** 火災保険に加入していて、火災保険の契約期間中であれば、いつでも契約することが出来ます。  
保険の内容や保険料はどの損害保険会社でも同じです。  
(大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられた後は、当該対象地域内は新規契約や増額はできません。)

**Q2. 災害にあった時、保険の申請の為にしておいた方がよいことは何ですか？**

**A.** 家の中などを片づける前に、被害の状況を出来れば写真に撮っておきましょう。  
被害の証明になります。  
その後市区町村で発行する「り災証明書」も早めにもらっておくようにしましょう。  
「り災証明書」は災害にあった際、保険金の受け取り時などに必要です。



今回の震災で地震保険の加入を検討している方も多いと思います。

地震保険の契約金額は火災保険の契約金額の50%が上限という制限があります。実際に被害にあった時、調査してみないといくら支払われるかわからないし、また、支払われたとしても、元通りの住宅を新築出来るような保険金額は期待できないでしょう。それでも、被害にあった時、当座の生活資金や再建資金になります。

地震保険の特徴を良く知ってから、ご家族で話し合しましょう。

この内容は民間損害保険会社の地震保険について記載したもので、共済には該当しません。別途確認してください。

# 平成22年度 消費者相談概要

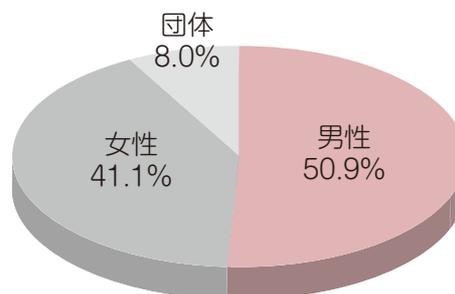
## 相談件数の推移

平成22年度に台東区消費者相談コーナーに寄せられた相談件数は1673件で、前年度に比べ約9%増えました。



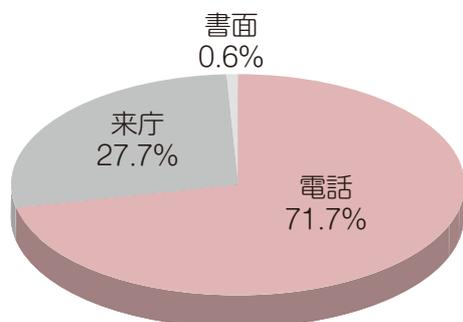
## 性別・年代別受付状況

相談者の男女別構成を見ると、前年より男性の割合が増えました。男性は、851件(50.9%)、女性が687件(41.1%)でした。

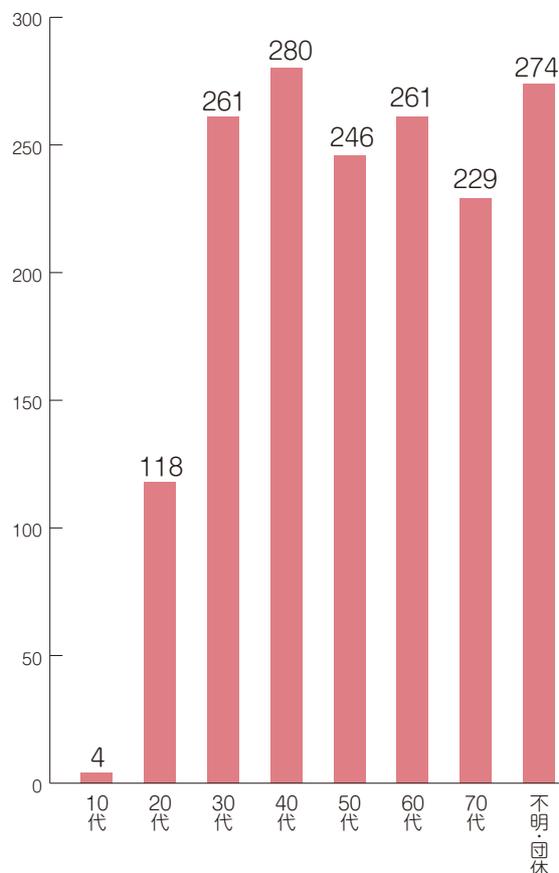


## 相談方法別受付状況

相談方法別に見てみると、電話での相談は1199件(71.7%)で来庁が463件(27.7%)、書面11件(0.6%)でした。

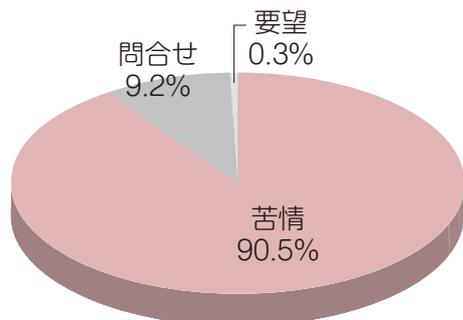


年代別構成では、40代からの相談が最も多く、次に60代、30代の順となっています。また、60代以上の高齢者の相談は全体の約3割を占め、依然として高い割合です。



## 相談区分別受付状況

相談区分では、「苦情」が1514件(90.5%)で、「問合せ」が154件(9.2%)、「要望」が5件(0.3%)でした。



# 相談上位トップ10 商品・サービス

相談件数のトップは、サラ金・クレジットについての相談でした。22年度の相談件数は、前年に続いてさらに増加しました。借金の一本化や金利の安さをうたった電話・ダイレクトメール・インターネット等での勧誘についての相談や、高金利の借入れの返済がいつまでたっても終わらないなどの多重債務に関するものがほとんどです。

2位は、情報通信サービスについての相談でした。携帯電話やパソコンを、ワンクリックただけで身に覚えの無い情報料の請求を受けるなど、架空請求や不当請求に関する相談がほとんどです。少しずつ相談は減少していますが、相談全体の約1割を占めており、依然として高い割合です。

相談内容は、経済不況で、ますます悪質・多様で、複雑になっています。もし、「困ったな、おかしいな」と思ったら、一人で抱え込んだり、悩んだりせず、消費者相談コーナーにご相談ください。



順位		商品・サービス名	件数
22年度	21年度		
1	1	サラ金・クレジット	248
2	2	情報通信サービス(不当請求)	163
3	3	集合住宅(賃貸アパート)	88
4	5	各種サービス業(廃品回収、結婚相談等)	59
4	圏外	商品一般(商品やサービスの内容が不明のもの)	59
6	8	商品相場、未公開株など	40
7	4	通信機器に関する相談(電話・FAXのリース契約含む)	38
8	6	パソコン	32
9	圏外	海外宝くじ・パチンコ攻略法など	24
9	圏外	絵画キャッチセールスなど	24
		その他	898
合計			1673

## 台東区消費者相談コーナー

相談専用電話 **(03)5246-1133**

受付時間 月～金 午前9時～午後4時まで

受付場所 台東区役所9階 4番窓口

**相談は秘密厳守・無料です。**  
**早めの相談が解決の近道です。**

- 多重債務や高金利でお困りの方は、「クレジット・サラ金相談」も常時開設していますので、ぜひご相談ください。

